

## 宜野湾市内に存する軍用地の売買について 手続きが変わります

平成29年4月1日より、特定駐留軍用地(普天間飛行場)または特定駐留軍用地跡地(キャンプ瑞慶覧(西普天間住宅地区跡地))内の土地を民間(個人や不動産業者)で売買しようとするとき、面積にかかわらず全ての土地に対して「届出」が必要になりました。

### なぜ、届出制度が必要なのか

地方公共団体等が民間の取引に先立って優先的に交渉することによって、跡地利用に必要な公共用地(学校・道路など)を確保するためです。

### 面積要件の変更にに関する根拠法令

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行令第4条ただし書の規定による規模を定める条例(平成28年12月20日第402回宜野湾市議会定例会にて可決)

### 手続きの流れ

民間売買の約6週間前に、宜野湾市まち未来課へ土地有償譲渡届出書の提出が必要です。※詳細は宜野湾市まち未来課のホームページに記載しております。分からない点などございましたら、まち未来課までご連絡・ご相談ください。

### 罰則規定

届出をしないで土地を売却した場合、50万円以下の過料に処される可能性があります。

### その他(県・宜野湾市の軍用地買取りについて)

普天間飛行場返還後のより良いまちづくりを進めることを目的に、学校用地(宜野湾市)や道路用地(沖縄県)の確保のため、普天間飛行場内土地の買取りを実施しております。また、キャンプ瑞慶覧(西普天間住宅地区跡地)では、琉球大学医学部および同附属病院移設のため、琉球大学によるキャンプ瑞慶覧(西普天間住宅地区跡地)内土地の買取りを実施しています。詳しい内容は、まち未来課までご連絡・ご相談ください。

㊟・㊦ まち未来課 内線308・309

## 平成29年春季全国火災予防運動が実施されます。 期間：平成29年3月1日(水)～3月7日(火)

火災は、火気を使用する機会の多い春季(3月から5月)にかけて多く発生しています。また、建物から出火した火災のうち住宅火災が約6割を占めています。これからも、住宅における出火を防ぐため、下記の「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」(3つの習慣、4つの対策)に心がけましょう。

### 3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろ等のそばを離れるときは、必ず火を消す。

### 4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
  - 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
  - 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
  - お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。
- 『消しましょう その火その時 その場所で』(平成28年度全国統一防火標語)設置は義務!住宅用火災器警報器!(本市の設置率 68% H28.6現在)

㊦ 消防本部 予防課 ☎892-1850

## 2月28日(火)は 固定資産税第4期の納期限です

～納税に困っている方は、早めにご相談を～  
失業などのやむを得ない事情や、本人や家族の病気などにより納付が困難な方は、随時納税相談を受け付けておりますのでご連絡ください。

### ～税負担の公平性を確保するために～

市では、納期限内に納めていただいている方との公平性を保つため、法律に基づいた財産調査および財産の差押等の滞納処分を行っています。

- ①催告文書、電話、自宅や勤務先への訪問による納税の催告。
- ②官公署や金融機関へ財産調査。
- ③給与差押のため勤務先へ給与照会。
- ④預貯金、給与、不動産および自動車等の差押や公売等の滞納処分などの実施。

### 市税納期カレンダー

税目 期別	固定資産税	市県民税	軽自動車税
第1期	5月2日	6月30日	5月31日
第2期	8月1日	8月31日	
第3期	12月26日	10月31日	
第4期	2月28日	1月31日	

㊦ 納税課 内線246～256

## 宜野湾市西海岸地区の地震・津波避難訓練に参加しましょう

東日本大震災の教訓を踏まえ、地震・津波に対する防災意識の啓発や津波避難体制の向上を図ることを目的とした大規模地震・津波発生を想定とする避難訓練を実施します。

訓練日時 2月26日(日) 10:00～11:00 ※悪天候の場合は、3月5日(日) 10:00～11:00へ延期。

対象地域 伊佐区、真志喜区、大山区、宇地泊区、大謝名区、上大謝名、嘉数ハイツ

※大謝名団地は別日での実施です。  
※訓練の参加、内容については、お住まいの各自治会までお問合せください。  
訓練の経験が、いざという時の「自助」や「共助」に活かされます。皆さまの積極的なご参加・ご協力をお願いします。

㊦ 市民防災室 ☎892-3151

## 3月・4月は市民課窓口が大変混み合います!

市民課窓口は、住所異動により、3月および4月は大変混み合うため、お時間に余裕を持って手続きなさるようご協力をお願いします。

受付時間 8:30～17:15

※大変混んでいる場合、早めに受付を終了する場合があります。また、1時間以上お待ちいただくこともあります。ご了承ください。

㊦ 市民課 内線108・109・472

## 市在住の農業者の皆さま 農業者のための年金 『農業者年金』 に加入しませんか?

①60歳未満の国民年金第一号被保険者(保険料の免除を受けていない方)で、年間60日以上農業に従事する方であれば農業経営者はもとより、農地を持っていない農業者、配偶者や後継者などの家族農業従事者も加入できます。

②月額2万円から6万7千円までご自身のライフプランに合わせて保険料を自由に選択できます。積立方式で年金額は加入者・受給者数に左右されない、少子高齢時代に強い制度です。

③保険料は最大80万4千円の社会保険控除(収めた保険料の15～30%程度の節税)があり、支払われる年金にも公的年金控除が適応されます。

④年金受給は65歳から、終身受給できます。加入者や受給者が80歳になる前に亡くなった場合は、80歳までに受け取ると仮定した金額を死亡一時金として遺族が受け取れます。

㊦ 観光農水課 内線444

## 市県民税申告や所得税の確定申告の際に 「平成28年分公的年金等の源泉徴収票」をご利用下さい

平成28年中に国民年金・厚生年金などの老齢または退職を支給事由とする年金を受けられた皆さまへ、日本年金機構より「平成28年分公的年金等の源泉徴収票」が1月中旬頃までに送付されています。

「公的年金等の源泉徴収票」は、年金額や源泉徴収された所得税額などをお知らせする書類であり、市県民税申告や所得税の確定申告を行う際に必要となりますので大切に保管してください。

### 源泉徴収票のお問い合わせ・再交付受付

■ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165

050で始まる電話でおかけになる場合は ☎03-6700-1165

お問い合わせの際は、基礎年金番号をお伝えください(年金証書や額改定通知書など日本年金機構が送付した書類に記載されています)。

■窓口での再交付は最寄りの年金事務所へ

年金証書や額改定通知書など日本年金機構が送付した書類と本人確認ができる書類が必要です。(ご本人以外の場合には委任状などが必要となります。詳しくは年金事務所へご確認ください。)

㊦ コザ年金事務所 お客様相談室 ☎933-2267 自動音声案内

## 電子証明書をご利用の皆さまへ

～電子証明書の利用を希望される方は、マイナンバーカードの申請が必要です～

住民基本台帳カード向けの電子証明書の発行は、平成27年12月22日をもって終了し、新規発行は行えません。

電子証明書を希望される方は、平成27年11月～12月にかけて送付されたマイナンバー通知カードに、交付申請書、返信用封筒が同封されておりますので、必要事項をご記入の上、マイナンバーカードの申請を行ってください。(同時に電子証明書の申請も行えます)

なお、住民基本台帳カード向け電子証明書は、電子証明書の有効期限満了日までは使用可能です。

**注意:**交付申請書の住所・氏名等に変更がある方、交付申請書を紛失された方は、本人確認書類をご持参の上、市民課窓口にて交付申請書の受取を行ってください。

～住民基本台帳カードの新規交付は終了しました～

住民基本台帳カードの新規交付については、平成27年12月28日をもって終了しており、新規交付は行えませんのでご注意ください。なお、有効期限の満了日までは使用可能です。

㊦ マイナンバー制度について詳しくは・・・

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178

平日9:30～20:00 土日祝9:30～17:30(年末年始を除く)

①通知カード・マイナンバーカードについて 1番を選択

②マイナンバー制度について 2番を選択

住民基本台帳カード、住民基本台帳カード向け電子証明書について詳しくは・・・市民課 内線184、544 (平日8:30～17:15)

